

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和7年12月9日（令和7年（行情）諮問第1429号）

答申日：令和8年6月3日（令和8年度（行情）答申第185号）

事件名：「日米首脳共同声明」の対外想定問答の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月17日付け情報公開第02273号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、令和7年2月14日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、一文書（本件対象文書）を特定し、開示の決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、「特定されるべき文書に漏れがないか確認する。」（原文ママ）との審査請求を行った。

#### 2 原処分について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に記載の1文書（本件対象文書）である。

#### 3 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は、「確認する手段を持たないので、特定されるべき

文書に漏れがないか念のため確認を求める」としている。諮問庁は、今次審査請求を受けて、特定されるべき文書に漏れがないか改めて確認したが、上記開示請求2024-00557を受理した2月14日時点において、『日米首脳共同声明』（2025年2月7日）の対外想定問答の類いに関する文書は原処分で特定した、本件対象文書以外にはないことを確認した。

#### 4 結論

上記3を踏まえ、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年5月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求については、開示請求書の「「日米首脳共同声明」（2025年2月7日）の対外想定問答の類いに関する文書の全て」との記載から、令和7年2月7日に発表された当該声明に関する質問に対して説明する趣旨で作成された文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 開示請求受付日の同月14日までに、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書は作成していない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)ア及びイの諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)ウの探索の範囲等も不十分であるとはいえず、更に審査請求人において本件対象文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、外務省において、本件

対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

「日米首脳共同声明」（2025年2月7日）の対外想定問答の類いに関する文書の全て。【裏面をご参照下さい】

### 2 本件対象文書

【対外発信・応答要領】日米首脳共同声明（令和7年2月8日）